

令和 8 年 7 月 1 7 日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～「建設業法違反行為」～

北海道開発局は、株式会社南山開発に対し指名停止 4 ヶ月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号に該当）

株式会社南山開発は、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認され、また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行いました。

このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日に沖縄県知事より 30 日間の営業停止処分を受けたことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社南山開発	沖縄県那覇市小禄 1 丁目 12 番 29 号

2. 指名停止措置期間：令和 8 年 7 月 17 日～令和 8 年 11 月 16 日（4 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 1 3 号

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 杉山 弘幸（内線 5703）

開発監理部 会計課 開発専門官 臼井 義晃（内線 5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

